

令和5年 第5回臨時会

大 樹 町 議 会 会 議 録

令和 5年12月25日 開会

令和 5年12月25日 閉会

大 樹 町 議 会

令和5年第5回大樹町議会臨時会会議録（第1号）

令和5年12月25日（月曜日）午前10時開議

○議事日程

- 第 1 会議録署名議員指名
- 第 2 議会運営委員会報告
- 第 3 会期決定
- 第 4 行政報告
- 第 5 議案第70号 第6期大樹町総合計画基本構想の策定について
- 第 6 議案第71号 大樹町手数料徴収条例の一部改正について
- 第 7 議案第72号 大樹町国民健康保険税条例の一部改正について
- 第 8 議案第73号 令和5年度大樹町一般会計補正予算（第7号）について
- 第 9 議案第74号 令和5年度大樹町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）について
- 第10 議案第75号 令和5年度大樹町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第4号）について
- 第11 議案第76号 財産の取得について

○出席議員（12名）

1番 播間章浩	2番 寺嶋誠一	3番 辻本正雄
4番 吉岡信弘	5番 西山弘志	6番 船戸健二
7番 杉森俊行	8番 西田輝樹	9番 安田清之
10番 志民和義	11番 菅敏範	12番 齊藤徹

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町 長	黒川 豊
副 町 長	松木 義行
総 務 課 長	吉田 隆広
総 務 課 参 事	杉山 佳行
企画商工課長兼地場産品研究センター所長	伊勢 厳則
企画商工課参事	菅 浩也
住 民 課 長	水津 孝一
保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼町立 尾田認定こども園長兼学童保育所長	清原 勝利

保健福祉課参事	瀬 尾 さとみ
保健福祉課参事	明日見 由 香
農林水産課長兼町営牧場長	松 久 琢 磨
建設水道課長兼下水終末処理場長	奥 純 一
会計管理者兼出納課長	楠 本 正 樹
町立病院事務長	下 山 路 博
特別養護老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長	牧 田 護

<教育委員会>

教 育 長	沼 田 拓 己
学校教育課長兼学校給食センター所長	井 上 博 樹
社会教育課長兼図書館長	梅 津 雄 二

<農業委員会>

農 業 委 員 会 長	穀 内 和 夫
農業委員会事務局長	瀬 尾 裕 信

<監査委員>

代表監査委員	北 林 博 美
--------	---------

○本会議の書記は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	佐 藤 弘 康
係 長	木 田 悟 史

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和5年第5回大樹町議会臨時会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において、

1番 播間章浩 議員

2番 寺嶋誠一 議員

3番 辻本正雄 議員

を指名いたします。

◎日程第2 議会運営委員会報告

○議長

日程第2 議会運営委員会報告を行います。

議会運営委員会委員長、安田清之議員。

○安田議会運営委員長

本日、午前9時より議会運営委員会を開き、付議事件並びに議事日程、会期等について協議しましたので、ご報告申し上げます。

本臨時会への提出案件は、大樹町総合計画基本構想の策定1件、条例の一部改正2件、補正予算3件、財産の取得1件であります。

これらの状況を考慮し、検討した結果、会期については本日1日間とし、日程はお手元に配付したとおりであります。

以上、委員会での協議結果を報告申し上げましたが、本臨時会の議事運営が円滑に行われるよう、よろしくお願い申し上げます。委員会報告を終わります。

○議長

なお、ただいまの委員会報告に対する質疑は省略いたします。

◎日程第3 会期決定の件

○議 長

日程第3 会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

◎日程第4 行政報告

○議 長

日程第4 行政報告を行います。

黒川町長。

○黒川町長

それでは、令和5年12月5日開催の第4回町議会定例会以降の行政の主なものについてご報告を申し上げます。

1番目の北海道防災総合訓練の実施につきましては、12月19日に歴舟地域コミュニティセンターをメイン会場として、地震・津波を想定した、北海道防災総合訓練が実施され、これに併せて、浜大樹など7行政区を対象とする町の避難訓練を行っております。

今回は、町内に在住するベトナムやインドネシアなどの方々にも参加をいただき、メイン会場では、防災講話や段ボールベッドの組立て訓練などを実施しております。

2番目の協定の締結につきましては、生活協同組合コープさっぽろと包括連携に関する協定を、12月12日に締結しております。

3番目の航空宇宙関係につきましては、12月5日から12月12日まで小型ロケット燃焼試験などの実験を行っております。

4番目の委員の委嘱につきましては、大樹町みどりの基本計画策定協議会委員を13名に委嘱しております。

5番目の入札執行関係につきましては、工事請負契約3件、財産処分売払い1件、それぞれ記載のとおりの内容で締結しております。

6番目のその他、来町者、会議出席等につきましては、後ほどお目通しを願いたく、以上で行政報告を終わらせていただきます。

○議 長

沼田教育長。

○沼田教育長

引き続き、教育委員会の行政報告を申し上げます。

1の優秀選手派遣についてであります、12月9日から江別市において第35回全道U-15フットサル選手権大会兼全日本フットサル選手権大会北海道代表決定戦が行われ、帯広北FC所属の大樹中学校3年生白石智也さん、播間陸峻さんを派遣しております。

結果につきましては、記載のとおりでございます。

2、その他についてでございますが、会議出席等関係につきましては、主なものを掲載しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上で、教育委員会の行政報告を終わります。

○議 長

以上で行政報告を終わります。

次に、ただいまの行政報告に対し、報告の範囲内での質疑を許します。

質疑はありませんか。

菅敏範君。

○菅敏範議員

12月13日開催の大樹高等学校活性化推進協議会の具体的なテーマについて、一つお聞きしたいと思います。

それから、12月19日開催の小中高管理職会議で、小中高一貫教育の議論がされたと思うのですが、具体的な内容のポイントについてお聞きをしたいと思います。

○議 長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長

12月13日開催の大樹高等学校の活性化推進協議会の主な内容でございますが、内容といたしましては、道外募集を行う地域みらい留学の制度内容についての内容と、また大樹高校のほか、令和5年度 of 取組状況についての報告事項などとなっております。

以上です。

○議 長

井上学校教育課長。

○井上学校教育課長

19日に行われました小中高管理職の連絡会議の内容につきましてですが、まず、冬休み前の部分についての各学校の取組、それと冬休み中の児童・生徒への対応、また冬休み明けの対応について、それぞれ注意等を行ったところでございます。

また、各3部会に分かれておりますので、それぞれの部会の取組状況、年度内の現在の状況、また今後の取組の内容について、それぞれ報告をしたところでございます。

以上でございます。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

19日の小中高の会議なのですけれども、小中高一貫教育の中で、例えば、文化活動それからスポーツ活動の部活動なんかの、小中高一貫での取組等の内容については議論がされていないのですか。

○議 長

井上学校教育課長。

○井上学校教育課長

部活動等の関係では協議はされておられません。

以上でございます。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

以上で行政報告を終わります。

◎日程第5 議案第70号

○議 長

日程第5 議案第70号第6期大樹町総合計画基本構想の策定についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

黒川町長。

○黒川町長

ただいま議題となりました議案第70号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、第6期大樹町総合計画基本構想の策定について、承認をお願いするものです。

来年度からスタートする第6期大樹町総合計画につきましては、昨年12月に関係団体の代表者や一般公募者など40名の委員で構成する第6期大樹町総合計画策定審議会を設置し、計画の策定について諮問をお願いしておりました。

今月13日に開催した第5回の策定審議会におきまして、「人とひと・人と自然・人と宇宙がつながる誰にでも居場所のあるまち大樹」をキャッチフレーズとする、第6期大樹町総合計画の基本構想及び基本計画について、全ての審議を終えて、尾藤宏樹会長から答申をいただいたところであります。

計画の内容につきましては、企画商工課長が説明いたしますので、ご審議のうえ、議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議 長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長

それでは、計画の内容について説明させていただきます。

添付の総合計画基本構想の表紙を1枚めくっていただき、目次をご覧ください。

総合計画の基本構想につきましては、序論と基本構想で構成しており、序論は第1章と第2章に、基本構想は第1章から第4章に区分けしております。また、最終ページには資料編として、用語解説を掲載しております。

1枚めくっていただき、1ページをご覧ください。

序論の第1章、計画の策定にあたって。

1、計画策定の趣旨であります。

本町は、これまで5期にわたり総合計画を策定し、その時代と住民のニーズに適合した計画を掲げ、目指すべきまちづくりの実現に向けて取り組んでまいりました。

昨今、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や、ロシアのウクライナ侵攻などによる資源価格の高騰など、住民生活を取り巻く状況は厳しさを増しており、これからの困難な時代に効率的で効果的な町政運営の指針となる令和6年度から10年間を見通した、第6期大樹町総合計画を策定するものであります。

2の計画の役割ですが、総合計画には、まちづくりの理念や方向性と将来像、住民参画・協働の総合指針、計画的な行財政運営の総合指針を明らかにする役割があるということを期待しております。

3ページをお開き願います。

4、総合計画の構成と期間であります。

総合計画は基本構想、基本計画、実施計画で構成しております。

基本構想は、まちの将来像や基本目標などを示すもので、計画期間は令和6年度から令和15年度までの10年間といたします。

基本計画は、基本構想を実現するために今後取り組むべき主要な施策を各分野にわたって体系的に定めており、計画期間は基本構想と同様に10年間としておりますが、中間年において、時代の潮流や施策の進捗状況等を点検して、見直しを行うことといたします。

実施計画は、基本計画に掲げた施策に基づき、事業の優先順位や具体的な事業内容、財源等を示すもので、5か年ごとに前期と後期に分けて、毎年度ローリング方式により評価・見直しを行います。

4ページには、計画の進行管理について記載しております。

住民参画のもと、PDCAサイクルによる進捗状況の点検・評価を行いながら、計画の実効性を高め、推進していくこととしております。

6ページから16ページにかけて、第2章として計画策定の前提となる資料等を掲載しております。

6ページには国勢調査による平成2年から令和2年までの人口や世帯数の推移、7ペー

ジには就業構造の推移を、8ページから9ページにかけて対話による計画づくりを重視した取組内容として、アンケート調査やワークショップなどの実施状況などについて掲載しております。

11ページから14ページにかけまして、住民アンケートや中学生・高校生アンケートの調査結果を抜粋して掲載しております。

15ページから16ページにかけまして、時代の潮流として、今日的な社会のキーワードを掲げております。今後、10年間のまちづくりを進めるうえで、各項目への対応が求められているところであります。

以上が序論となります。

19ページをお開き願いたいと思います。

ここからは基本構想となります。

第1章で、第6期総合計画の考え方を示しています。

1として、大樹町の特性であります。

19ページから20ページにかけて、まちの沿革、自然、産業、施設、持続可能なまちづくり、宇宙とのつながりについて記載しております。

21ページでは、アンケート調査やワークショップなどで出された、まちのイメージやニーズなどのキーワードをピックアップし、将来像設定に向けたまちづくりの方向性をまとめ、この方向性を踏まえて、次のページ22ページになりますが第6期総合計画の目指す将来像を設定しております。将来像は、「人とひと・人と自然・人と宇宙がつながる誰にでも居場所のあるまち大樹」であります。人と人が触れ合い、お互いに思いやりを持って助け合い、支え合う、豊かな自然の恵みを受けて、人々が活力に満ちた暮らしを育む、宇宙を核として、多様な企業が集積することにより人が集まり、新たなコミュニティが生まれるといった人が中心となり、様々なつながりを大切にしながら、誰にでも居場所があるまちを目指すということを表しております。

23ページからは、第2章、将来のフレームであります。

1の人口の指標ですが、過去5年間の住民基本台帳を基に推計いたしますと、目標年度であります10年後の令和15年には5,000人程度と推計されます。この推計を踏まえまして、子育て支援や福祉の充実、地域産業の振興、移住定住の促進などの施策を進めることで、令和15年の目標人口を5,200人と設定いたしました。

24ページは、土地利用の基本方針です。

まちづくりの基盤であります土地利用については、自然環境への影響にも配慮しながら、社会的な必要性に適切に対応し、総合的かつ計画的な視点から、整備、開発、保全を進めていくこととし、住宅地、商工業地、農業地域、漁業地域、森林地域の5つの区分ごとに土地利用の方針を定めています。

25ページは、第3章、施策の体系です。

5つの基本目標と33の施策分野を設定し、将来像の実現に向けて取組を進めてまいり

ます。

基本目標 1 は「共に支え合い安心して暮らせるまち」。施策分野は福祉や子育て、保健・医療、防災など、安全・安心につながる項目を設定しております。

基本目標 2 は「誰もが学び続けられるまち」。施策分野は小学校から高校までの学校教育、社会教育やスポーツ、文化について設定しております。

基本目標 3 は「豊かな資源を活かし挑戦を続けるまち」。施策分野は農林水産業、商工業、観光、航空宇宙など、まちの活力の源となる項目を設定しております。

基本目標 4 は「美しい自然と共生する持続可能なまち」。施策分野は環境や脱炭素、ごみ、上下水道、道路、公園など住民生活に直結する項目を設定しております。

基本目標 5 は「地域共創やデジタル化が進むまち」。施策分野は地域のコミュニティや移住定住、デジタル化、行財政などの項目を設定しております。

26 ページから 27 ページにかけまして、第 4 章、SDGs（持続可能な開発目標）との関連です。

第 6 期総合計画では、SDGs の視点を取り入れ、各施策と 17 のゴール（目標）を関連付け、持続可能なまちづくりを進めていくこととしております。

29 ページからは資料編として用語の解説を添付してございます。

以上が基本構想でございます。この構想を推進していくために、施策分野ごとに施策と取組内容を記載した基本計画を策定しておりますので、後ほど議員の皆さま方に配布をさせていただきます。また、実施計画につきましては、現在、前期 5 か年、令和 6 年度から令和 10 年度の策定作業を進めているところでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

播間章浩君。

○播間章浩議員

今回、6 期総合計画における基本構想の策定ということで、11 月に 6 期総合計画における素案を示されたところでありますが、そこから今回の基本構想、変更があったかどうか、あと、パブリックコメントを実施されたと思うのですが、それに対する影響であったり、変更点があれば教えていただきたいと思います。

○議 長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長

前回、素案をお示ししてから、今回ご提案の基本構想につきまして、変更点はございませんでした。基本計画の中で、一部文言の修正や目標数値を設定する段階での現状の数値に誤

りがあったものですから、その部分に一部修正をさせていただいたところでございます。

パブリックコメントにつきましては、5名の方から9件のご意見が寄せられております。そのうち、直接、計画に修正として反映したものはございませんで、今後の事業推進にあたっての参考とする意見とさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長 長

播間章浩君。

○播間章浩議員

基本構想の中で、人口減少であったり、少子高齢化対策についての内容があまり触れられていないと感じておりますが、その点どのようにお考えでしょうか。

○議長 長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長

基本構想の中での人口減少の部分につきましては、23ページのほうの将来のフレームというところの人口の指標の中で触れさせていただいているという認識でございます。

現状、令和5年の人口につきましては、5,402人という人口でございますが、住民基本台帳の過去5年間の推移を基に推計したところ、10年後には5,002人という数字となり、400人程度減少する見込みとなっておりますが、この結果を踏まえまして、5,200人という目標数値を掲げまして、今後、子育て支援や福祉の充実、移住定住促進等に取り組んでいくということとしております。

また、少子高齢化の部分につきましても、併せて、この人口の指標の中で、福祉の充実などに取り組んでいきまして、人口の減少に歯止めをかけるべく施策に取り組んでいくとしているところでございます。

以上です。

○議長 長

ほかに質疑ありませんか。

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

3点ほどお聞きしたいと思っております。

人口の最終目標の部分については、それぞれコンピューターや、それ以外の方法でこの人数に達したのではないかと思うのですが、これ、途中、例えば、人口がさらに減ったとか増えたとか、そういう人口の変化について、一応、基本構想については、議決要件で変更するようになっていると思うのですが、その人口の増減なり何なり、基本的なことについての変更は一つあり得るのかということを、まずお聞きしたいと思います。

それから、基本構想、基本計画、自治体の年度別の計画もあるのですが、そういうものの進捗状況ですとか、評価といいますか、そういうものはどのような形で町民に示されていく

のかもお聞きしたいと思っております。

細かいことになりますが、ローリング方式でそれぞれ年度別計画といいますか、最終的な一番のものの中で示されていくと思うのですが、これは、ここに書いてあるような毎年毎年、例えば、向こう3年間なのか5年間なのか分かりませんが、そこら辺のローリングされていく年数というものは、どのようなことを想定されているのか、以上3点お聞きいたします。

○議 長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長

まず1点目の人口の今後の推移によって基本構想なり変更もあり得るかという部分につきましては、今後の10年間の計画でありますので、どのような推移になるということが、なかなか見通しが難しいというところも正直あるかと思えます。ただ、そういった状況の中で、どうしても構想を変更しなければならないという時点となりましたら、議員の皆さま方と議決要件でございますので、いろいろと協議をさせていただきまして、その辺については柔軟に対応していきたいと考えているところでございます。

次に、年度別の進捗状況をどのように示していくかということでございます。この総合計画の第6期につきましては、町民参画の進捗状況を点検・評価する新たな組織を立ち上げるということとしております。その中におきまして、進捗状況等につきましては、いろいろとこちらのほうからご協議をさせていただきまして、その結果につきましては広報紙ですとかホームページなどで住民の皆さんに分かるように公表していきたいと考えているところでございます。

また、3点目のローリングの期間につきましては、実施計画につきましては、まず前期後期の各5年後の計画を立てまして、今後、令和6年度から令和10年度の5か年の前期の実施計画を策定するとしております。ローリングにつきましては毎年度毎年度、毎年毎年ローリングをかけまして、先ほど申し上げました住民参画の新たな協議会の中で、その辺も評価・点検を行っていききたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

菅敏範君。

○菅敏範議員

基本構想について2点伺いたいと思います。

ページ19の大樹町の特性なのですが、その中の産業の記述の中で、まちの産業の中核である漁業や建設業がここには全くないということと、インターステラやバイオマスプラントの記述もないのですが、あえて、そこは記述から除外しているのかどうかを一つお聞きしたいと思います。

それから、ページ23の人口の指標なのですが、ここでいいますと、2033年の人口目標については5,200人で設定されています。その中の、一つの年少人口なのですが、0歳から15歳未満で、10年間で令和2年から令和15年までの10年間で612人から128人減少して484人になるのですが、単純に1歳平均をとりますと、39.4人から32.3人に減少します。このことは、非常に危機的とまでは言いませんが、地域にとって非常に大きな課題であり、小中高の教職員の配置や、大樹高校の存続にも大きな影響を及ぼすような人数ではないかと思います。その中で、生産年齢人口が243人増える目標となっていますが、そことの整合性と含めて、この2点、人口の指標で2点をお聞きしたいと思います。

○議 長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長

まず1点目の19ページの大樹町の特性の産業の部分でございます。

先ほど、あえて除外をしているのかということでございますが、決してあえてということではないのですが、様々な特性が大樹町にあるかと承知しているところでございまして、その中の主だったものをここで掲載をさせていただいたということでございます。

また、23ページの人口の推移の関係でございますが、生産年齢人口等の比較と年少人口とのバランスという部分の中では、近年の大樹町の人口の推移、過去5年間の住民基本台帳を基に今回推計をさせていただいたというところで、近年、大樹町の人口としては、生産年齢人口が若干、ほかの年齢構成に比べますと人口が増えているというところでございます。その中では、例えばインターステラテクノロジズであったり、雪印乳業の雇用の拡大など、こういった要素も含まれて、この人口構成となっておりまして、これらの推計の基礎となる住民基本台帳の中での部分ということでご理解をいただければと思っているところでございます。

以上です。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

1点目の大樹町の特性なのですが、私はあえて記述から除外したのかどうかをお聞きしたところ、主だったものを記載したということなのですが、ここには農業と酪農しかないのです。ですから、漁業や建設業は大樹の主だった産業だと、我々も町民も理解しているのですが、それが主だったものではないとここで言われると、何が大樹町が中心で、農業だけなのかということになるのですが、その辺、考え方が違うのかと思うのですが、そこも再度お聞きをしたいと思います。

それから、人口の指標なのですが、生産年齢が増える、そのことは理解をするのですが、生産年齢が増えるということは、少なくとも、若年層ではなくて、若者から中年までの年齢

層になると思うのですが、そうすると、子育て期間がここに含まれてくるので、例えば、0歳から15歳以下の人口が減少しないで、現状維持か増えるという推計になるのではないかという勝手な考えをしているのですが、そこはどういう状況で理解をすればよろしいですか。

○議 長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長

まず、19ページの産業の部分でございますが、この部分につきましては、あくまでも大樹町の特性という部分で、この部分について記載をさせていただいたというところでご理解をいただければと思っております。

また、人口の関係でございますが、生産年齢人口が増えることによって、子育ての部分、年少人口が増加していたことも私どもとしては大変有り難いと認識はしております。ただ、現状の今回の推計するにあたっての基礎データとして、住民基本台帳を基に推計させていただきましたので、結果的に生産年齢人口が増えて、子どもも増えて、将来的に増えていただくということが一番望ましい姿だと思っておりますので、そのような傾向になるということ进行期待しているところでございます。

○議 長

ほかにありませんか。

吉岡議員。

○吉岡信弘議員

22ページの3、将来像について伺います。

「人とひと・人と自然・人と宇宙」。今の同僚議員の発言の中にもありましたが、将来的には産業としては宇宙がメインに考えておられるのかなということが見えるのですが、将来的には今の基幹産業である農林水産業、農業が大きいウエイト示しているわけです。そういう中で、企業の町内に大規模な施設を今、建設しております。将来的には、宇宙がメインということで産業は考えられていないのか、私はここに基本として農業を中心とした産業というものの表現があってしかるべきではないかと思っておりますが、そういうニュアンスにはどれをとっても見えないのですが、将来は宇宙産業だけで、農業とかそういう産業については、もう宇宙に取って代わられているということになってしまうのか。表現的には、基本的にも、農業、食料というものは、日本の安全保障に関わるものを、北海道、そして十勝、大樹町も担っている中で、そういう農業、産業、表現を受け取れないので、そこら辺のところをお伺いします。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

将来像という部分で、全てのものをここに書くということは不可能ですので、現在ある一

次産業を基幹としている、このまち、食料基地としての大樹町という部分は揺るぎないものだと思っております。農業を中心に漁業、それから林業を含めて、この一次産業で、林業は食料ではありませんが、食料基地で食料自給率も高いまちでありますので、そういったところが基盤にあって、その上に成り立つものということでございます。ここの将来像につきましては、特出すべきところをピックアップしているという部分もあると思います。「人とひと」という部分は、農業のことをわざわざ書かなくても、「人とひと」というと、まちのありようをいっている部分でありますので、そういった部分も、「人と自然」も農業を含めた部分も入っているとは思いますが、そういった部分の理念の部分でありますので、その中で、これから伸びゆく宇宙にも期待しているのだという部分で、こういうキャッチフレーズになったと思っております。その中で、そう書いたから、では、農業とか漁業がないがしろになるのかということは全くありませんで、その農業、漁業の基盤の上に、このまちが成り立っているのだと、私は認識しております。

○議 長

吉岡議員。

○吉岡信弘議員

基本的には分かります。計画、あるいは実行計画という、そういう中で、いろいろな施策がやられているものだと思います。ただ、将来的にも、先にも申し上げましたように、農業あるいはそういう関係産業が基本、農業を中心とした産業で今まで大樹町が成り立っているという中で、例えば、「人と自然」の中で、自然の恵みを受けた中で、産業も育むということ若干、将来像の基本ですから、そういうものが入っていたほうが分かりやすいのかと私は思うのですが、いかがでしょうか。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

委員の中で話し合われて決まってきたことですので、そのどこをピックアップするかという部分が話し合われた中で決まったのだと認識しております。キャッチフレーズに、総花的に、産業、福祉、教育、医療、いろいろありますが、そういったものを全て網羅するということはなかなか難しく、前回の「暮らしと明日を彩る清流の里」というものがキャッチフレーズでありますので、具体的に書くということは、このキャッチフレーズは無理があるのではないかと思います。

その中でイメージ的なものを、特に書きたい部分を書いてあるということでもありますので、ご理解願いたいと思います。

○議 長

暫時休憩します。

休憩 午前10時44分

再開 午前10時44分

○議 長

休憩前に続き、会議を続けます。

吉岡議員。

○吉岡信弘議員

町長のお話は分かりました。ただ、一つ、言わせていただきますが、宇宙というものは入っても構わないと思うのですが、ただ、宇宙ということにつきましては、25ページでいえば、3番目の「豊かな資源を活かし挑戦を続けるまち」、その中の一つなのです。産業の一つであります。それをメインに出したという気持ちは分かりますが、答申があったということで、しょうがないのだという話はあるのですが、3回目ですので、残念ですが、私の気持ちとしてはそういうことでございます。

答弁は要りません。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

安田清之君。

○安田清之議員

第6期の総合計画基本構想ですから、大ざっぱにこういうことをやりたいのだという町長の思いが出ているのだろーと思いますが、町民は構想なのか計画なのか、この中でいくと読み切れない部分も出てくるのだろーと。10年間の構想ですから、先ほど企画商工課長が、多年度でいろいろ見直しをしながら進めていくと。もう少し町民に見える化をしていただきたいとお願いをしておきます。これだけを読んでいると、何を言いたくて、何をどうしたいのか、なかなか見えてこないという部分がございますので、私からのお願いは、やはり町民に分かる構想を作っていただきたい。もう少し、これは、これでいいのですが、住民に分かっていただく文面も必要なのだろうと。一番後ろのほうに横文字を解釈するような文面を書いておりますが、本当に今、高齢者59%ですよ、65歳以上。これをうたって、これが理解できるのかどうか。こういうものも含めて、十分検討をしていただきたいと。そこら辺のお考えはあるのか。土地の利用、整備含めても、いろいろありますので、もう少し分かりやすく、住民にお知らせをいただける文面ができるかどうかだけ、一つお願いをしておきます。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

分かりやすいようにということですので、まず、基本構想ですので、具体のいちいちの事業を載せるものではないかと思うのですが、こういった方向でいきましょうということがあります。それに加えて基本計画というものが、後ほどお配りすると先ほど申しましたけれども、基本計画がついております。こういったことをやっていきたいですということです。具体的には、今度の実施計画で、何年度に何をやるかということ、それは財政事情等々

で、社会情勢の変化等々ありますので、今時点で全てが決まっているわけでは全然ありませんで、できるものからやっていくということになろうかと思うのですが、緊急性、必要性の順位を決めて取りかかっていくということになりますが、それは実施計画で示すということとでございます。分かりやすいように努めてまいりたいと思います。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第70号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

休憩します。

休憩 午前10時49分

再開 午前11時00分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第6 議案第71号

○議 長

日程第6 議案第71号大樹町手数料徴収条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

黒川町長。

○黒川町長

ただいま議題となりました議案第71号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

す。

本件につきましては、大樹町手数料徴収条例の一部改正をお願いするもので、令和元年の戸籍法の一部を改正する法律の公布等により、市町村の窓口で戸籍証明書や除籍証明書の代わりとなる電子証明書提出用識別符号の発行が、令和6年3月1日と規定されたことから、本条例につきましては、当該識別符号の発行に伴う手数料の規定など、所要の改正を行うものであります。

内容につきましては、住民課長が説明いたしますので、ご審議のうえ、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議 長

水津住民課長。

○水津住民課長

それでは、議案第71号について条文に沿って説明させていただきます。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を、改正後の欄に掲げる規定に改正するものでございます。

1ページ、第2条第1項第1号及び、2ページ目の第4号では、文言の整理と来年3月から実施されます戸籍及び除籍の広域交付に併せて改正するものでございます。

第1号及び第4号の条例では、改正後に第120条の2第1項の追加で、本籍地がない遠隔地でも戸籍及び除籍が取得できるような改正となっております。それと改正前の、磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されております事項の全部若しくは一部の証明した書面から、改正後では広域交付に併せまして、第1号では戸籍証明に改正。それから2ページ目の第4号では除籍の証明に改正されます。

1ページから2ページの第3号と2ページ目から3ページ目の第6号は、戸籍及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行にかかる手数料を新たに追加するもので、第3号では戸籍の識別符号1件につき400円、3ページの第6号では除籍の識別符号1件につき700円に追加するものでございます。

3ページ目の7号では、文言の整理と同項120条の6第1号の規定として、利害関係人が特別な理由がある場合に限り、届出情報の内容証明の交付ができるように追加しております。

第8号では文言の整理。

第9号以降は、2号新しく追加されたため、二つ繰り下げるものでございます。

最後に5ページをお開き願います。

附則といたしまして、この条例は令和6年3月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議 長

提出者から提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第 7 1 号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 7 議案第 7 2 号

○議 長

日程第 7 議案第 7 2 号大樹町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

黒川町長。

○黒川町長

ただいま議題となりました議案第 7 2 号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、大樹町国民健康保険税条例の一部改正をお願いするもので、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が、本年 5 月に公布されたことから、本条例につきまして、出産した被保険者等の国民健康保険税の軽減など所要の改正を行うものであります。

内容につきましては、住民課長が説明いたしますので、ご審議のうえ、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議 長

水津住民課長。

○水津住民課長

それでは、議案第72号について条文に沿って説明させていただきます。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を、改正後の欄に掲げる規定に改正するものでございます。

1 ページ、第23条に第3項を新たに追加し、国民健康保険税の減額について産前産後の規定を追加したものでございます。

第3項第1号では、基礎課税額の医療分の所得割額について定めており、基礎課税額から算定した所得割の12分の1の額に、出産予定月の前月から出産予定日の翌々月まで4か月分を軽減です。

2 ページ目に移りまして、第3項第2号では基礎課税額の医療分の均等割額について定めており、基礎課税額から算定した均等割額の12分の1の額に、出産予定月の前月から出産予定月の翌々月まで4か月分を軽減です。

第3項第3号では、後期高齢者支援金等課税額の所得割について定められており、支援金等課税額の所得割額の12分の1の額に、出産予定月の前月から出産予定月の翌々月まで4か月分を軽減。

第3項第4号では、後期高齢者支援金等課税額の均等割について定められており、支援金等課税額の均等割額の12分の1の額に、出産予定月の前月から出産予定月の翌々月までの4か月分を軽減。

第3項第5号では、介護納付金課税額の所得割額について定められており、納付金額の所得割額の12分の1の額に、出産予定月の前月から出産予定月の翌々月まで4か月分を軽減。

3 ページ目に移りまして、第3項第6号では、介護納付金課税額の均等割について定められており、納付金課税額の均等割額の12分の1の額に、出産予定月の前月から出産予定月の翌々月まで4か月分軽減。

それぞれ1号の医療給付金分、所得割額から6号の介護納付金の均等割額までの金額を対象者に合わせて軽減するものでございます。

次に附則になりますが、第1項、施行期日は令和6年1月1日から施行するものとしております。第2項の適用区分では令和5年度分の国民健康保険税のうち、令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年分の国民健康保険税のうち、令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年分までの国民健康保険税分については、なお従前の例によるものと定めております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長

提出者からの説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第72号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第73号

○議 長

日程第8 議案第73号令和5年度大樹町一般会計補正予算(第7号)についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

黒川町長。

○黒川町長

ただいま議題となりました、議案第73号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、令和5年度大樹町一般会計補正予算(第7号)をお願いするもので、今回は、歳入歳出それぞれ313万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ87億8,259万9,000円にするものでございます。

内容につきましては、総務課長が説明いたしますので、ご審議のうえ、議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議 長

吉田総務課長。

○吉田総務課長

それでは、議案第73号についてご説明させていただきます。

最初に3ページをお開き願います。

総務費、航空宇宙推進費、北海道スペースポート整備事業、工事請負費で313万6,000円の増。財源は全て特定財源、その他航空宇宙関連施設整備基金繰入金で大樹町多目的航空公園の滑走路延伸に伴い、一部保安林が制限表面に抵触し、伐採が必要なことから予算の計上をお願いするものでございます。

以上、合計で補正額313万6,000円の増。財源は特定財源で、その他が313万6,000円の増となるものでございます。

次に、第1表、歳入歳出予算補正の歳出を説明させていただきますので、2ページをお開き願います。

歳出合計、補正前の額、87億7,946万3,000円。

補正額、2款総務費で313万6,000円の増。

補正後の歳出合計、87億8,259万9,000円。

続いて、歳入を説明させていただきますので、1ページをお開き願います。

歳入合計、補正前の額87億7,946万3,000円。

補正額、19款繰入金で313万6,000円の増。

補正後の歳入合計87億8,259万9,000円となるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第73号の件を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 9 議案第 7 4 号

○議 長

日程第 9 議案第 7 4 号令和 5 年度大樹町立国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第 3 号）についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

黒川町長。

○黒川町長

ただいま議題となりました議案第 7 4 号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、令和 5 年度大樹町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第 3 号）をお願いするもので、今回は、歳入歳出それぞれ 9 万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 7 億 7 6 4 万円にするものでございます。

内容につきましては、住民課長が説明いたしますので、ご審議のうえ、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議 長

水津住民課長。

○水津住民課長

議案第 7 4 号について、事項別明細書で説明させていただきます。

まず初めに、歳出から説明しますので、8 ページ、9 ページをお開き願います。

歳出、2 款保険給付費、5 款葬祭諸費、1 目葬祭費、補正額 9 万円の増。

国民健康保険被保険者が死亡した場合、葬祭費として遺族の方に 1 人 3 万円を支給しておりますが、今年の 1 2 月までで 9 名の方がお亡くなりになり、予算額残り 3 名分となりました。今後の支出を想定し、過去 3 か年の 1 2 月から 3 月までの死亡者で最大 5 名、これに 1 名予備を追加し、6 名の予算を確保するため、3 名の予算残分を差し引いた 3 名分の補正予算をお願いするものでございます。

次に、歳入について説明しますので、6 ページ、7 ページをお開き願います。

歳入、6 款、1 項ともに繰越金、1 目前年度繰越金、補正額 9 万円の増。

次に、第 1 表、歳入歳出予算補正を説明しますので、2 ページの歳出をお開き願います。

歳出合計、補正前の額、7 億 7 5 5 万円。

補正額、2 款保険給付費 9 万円の増。

補正後の歳出合計、7 億 7 6 4 万円。

次に、1 ページの歳入をお開き願います。

歳入合計、補正前の額、7 億 7 5 5 万円。

補正額、6款、繰越金9万円の増。

補正後の歳入合計が7億764万円となるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第74号の件を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第75号

○議 長

日程第10 議案第75号令和5年度大樹町立国民健康保険病院事業会計補正予算(第4号)についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

黒川町長。

○黒川町長

ただいま議題となりました、議案第75号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、令和5年度大樹町立国民健康保険病院事業会計補正予算(第4号)をお願いするもので、第2条の資本的収入及び支出では、過年度分損益勘定留保資金から補

填する額を2万円増額し、収入は第1款、資本的収入を190万円増額し、計6,861万円に、支出は第1款、資本的支出を192万円増額し、計6,998万6,000円とするものでございます。

第3条の企業債では、病院事業の限度額1,180万円を1,370万円に改めるもので、起債の方法、利率、償還の方法は補正前と同じでございます。

内容につきましては、町立病院事務長が説明いたしますので、ご審議のうえ、議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議 長

下山町立病院事務長。

○下山町立病院事務長

それでは、内容につきまして、事項別明細書でご説明させていただきますので、8ページ、9ページをお開き願います。

資本的収入及び支出の支出の部。

1款資本的支出、1項建設改良費、1目有形固定資産購入費で192万円の増。

内視鏡検査システムの一部であります、D I C O Mコンバーターの故障により購入するものでございます。

なお、D I C O Mコンバーターは、患者情報の管理と撮影画像を記録しているほか、各診察室で閲覧するためのP A C Sシステム用に画像データを変換する機能を有する医療機器でございます。

戻りまして、6ページ、7ページをお開き願います。

資本的収入及び支出の収入の部。

1款資本的収入、4項、1目ともに企業債で190万円の増。

損益勘定留保資金で2万円の増。

内視鏡検査システム用D I C O Mコンバーターの購入に伴います病院事業債の借入れと留保資金の充当を行うものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

安田清之君。

○安田清之議員

胃カメラということで、これ、何年ぐらい使ったものですか。

もう多分、取り替えたのだろと思うのだけれども、何年ぐらい使って、どうなのかということだけ教えてください。

○議 長

下山町立病院事務長。

○下山町立病院事務長

平成20年に入れているもので、内視鏡の検査機器ではなくて、それを撮った画像をパソコンとD I C O Mコンバーターで変換する作業をするシステムです。カメラ自体は3年前とかにも定期的に入れ替えているのですけれども、中継する設備が古くて、今回、故障、交換となるものでございます。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第75号の件を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第76号

○議 長

日程第11 議案第76号財産の取得についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

黒川町長。

○黒川町長

ただいま議題となりました議案第76号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、財産の取得について議決をお願いするものであります。

取得しようとする財産の種類は土地で、大樹町多目的航空公園の滑走路延伸に伴う管理

用地として取得するものであります。

土地の所在は字美成 1 6 7 番地 1 で、取得金額は立木の評価分を含めまして 7 5 4 万 8, 0 0 0 円でございます。

土地の種別、面積、所有者は記載のとおりであります。

参考といたしまして、次のページに取得しようとする土地の位置図を添付しております。

ご参照のうえ、議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第 7 6 号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全て終了しましたので、会議を閉じます。

よって、令和 5 年第 5 回大樹町議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午前 1 1 時 2 6 分